

記 録

令和 6 年 7 月

日向市農業委員会定例総会議事録

令和6年7月26日（金）

記 録

令和6年7月農業委員会定例総会議事録

令和6年7月農業委員会定例総会を令和6年7月26日（金）午後3時から
日向市役所 第1・2・3委員会室において開催する。

農業委員の出欠

出席委員（14名）

1番	股 野 満 男	2番	細 川 豪 邦
3番	甲 斐 英 教	4番	前 川 ふ じ 子
5番	平 野 直 樹	6番	山 本 孝 志
7番	海 野 善 文	8番	鈴 野 浅 夫
9番	治 田 健	10番	松 木 親 則
11番	山 本 恵 子	12番	黒 木 耕 作
13番	池 田 慶 子	14番	新 名 浩

欠席委員（0名）

農地利用最適化推進委員の出席者

出席委員（16名）

15番	岩 田 政 詞	16番	黒 木 義 行
17番	橋 口 泉	18番	菊 田 泰 徳
19番	佐 藤 力	20番	田 代 百 合 子
21番	河 野 美 紀	22番	黒 木 博
23番	海 野 茂 実	24番	伊 東 松 実
25番	溝 口 一 文	26番	黒 木 藤 市
27番	黒 木 敬 治	28番	黒 木 豊 喜
29番	山 口 佐知男	30番	児 玉 克 朗

事務局出席者

事務局 長	北 住 英 介	事務局 長 補 佐	柏 田 高 宏
主 任 主 事	井 本 彩		

農業畜産課

主 査	林 田 紘 典
-----	---------

記 録

日程第1 議事録署名者の指名

4 番 前川 ふじ子 委員

8 番 鈴野 浅夫 委員

日程第2

議案第37号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第38号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第39号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画について

議案第40号 農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議案第41号 非農地証明願いについて

議案第42号 農業振興地域域整備計画の変更に係る意見書について

議案第43号 日向市農業委員会農地改良に関する指導要領について

報告第31号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第32号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

報告第33号 農地改良届について

報告第34号 農地転用許可申請後の許可状況報告について

記 録

以上、会議の顛末を記し、記録に相違ないことを認めここに署名する

会 長

4 番

8 番

記 録

議事録

開 会 午後 3 時 0 0 分

議長 ただいまから、令和 6 年 7 月日向市農業委員会定例総会を開会します。
 日程第 1 議事録署名委員については、4 番前川ふじ子委員、8 番鈴野浅夫委員を指名します。よろしくお願いします。
 次に、日程第 2 議案審議に入ります。
 議案第 3 7 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてであります。事務局から説明をお願いします。

事務局 受付番号 2 3、土地の所在は東郷町山陰、畑が 1 筆で 7 2 m²です。譲受理由は規模拡大、譲渡理由は相手方の要望で、売買による所有権移転です。
 所有権移転後は露地野菜を作付けされると伺っています。
 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請で、同法の第 2 項の各号には該当いたしません。
 以上 1 件、皆さまのご審議をお願いいたします。

議長 番号 2 3 担当の 1 5 番委員から補足があれば説明をお願いします。

1 5 番委員 1 5 番委員です。特に問題ありません。

議長 事務局及び担当委員から説明のありました本案件について、御質問、御意見はございませんか。
 特にないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第 3 7 号については許可することに決定します。
 次に、議案第 3 8 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてであります。事務局から説明をお願いします。

事務局 受付番号 1 4、土地の所在地は東郷町山陰、畑が 1 筆で 7 5 5 m²です。売買による所有権移転で、転用目的は倉庫及び駐車場です。申請人は林業を営んでいるが、重機等を現場に置いている状況であることから、自宅隣接地に倉庫及び駐車場を設置したいと譲渡人に相談したところ、売買が成立したため申請に至りました。敷地は砂利を敷き、雨水は自然浸透、生活雑排水は発生しないため周辺農地への影響はありません。資力の証明等も提出されているため一般基準を満たしており、第 2 種農地の許可基準に該当し、申請内容から代替地もないため立地基準も満たしていると考えられます。

 受付番号 1 5、土地の所在地は幸脇、畑が 1 筆で 6 2 m²です。贈与による所有権移転で、転用目的は自宅駐車場です。議案書に追認とありますとおり、現況は雑種地となっています。所有者にお話を伺ったところ、農地法の許可が必要なことを知らずに申請人の両親が倉庫を建てており、その後令和 3 年に取り壊した後にかさ上げをし、更地となっていたとのことで始末書が提出されています。周囲は宅地に囲まれており、影響を及ぼす農地等はありません。新たな資金も必要ないことから一般基準を満たしており、第 2 種農地の許可基準に該当し、申請内容から代替地もないため立地基準も満たしていると考えられます。

 受付番号 1 6、土地の所在地は東郷町山陰、畑が 1 筆で 9 7 0 m²です。贈与

記 録

事務局	による所有権移転で、転用目的は農家住宅・農業用倉庫です。 申請人は施設園芸、畜産業を営む認定農業者で、実家の隣接地に自宅を建設したいと申請に及びました。 雨水排水は雨水枡を、汚水排水は合併浄化槽を設置し、東側道路側溝へ接続して行います。資力の証明等も提出されているため一般基準を満たしており、第２種農地の許可基準に該当し、申請内容から代替地もないため立地基準も満たしていると考えられます。 以上３件、皆さまのご審議をお願いいたします。
議長	番号１４担当の１７番委員から補足があれば説明をお願いします。
１７番委員	１７番委員です。問題ありません。
議長	次に、番号１５担当の２７番委員から補足があれば説明をお願いします。
２７番委員	２７番委員です。なにも問題ないと思います。
議長	次に、番号１６担当の２０番委員から補足があれば説明をお願いします。
２０番委員	２０番委員です。特に問題ありません。
議長	事務局及び担当委員から説明のありました本案件について、御質問、御意見はございませんか。 特にないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第３８号については承認することに決定します。 次に、議案第３９号農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画についてであります。事務局から説明をお願いします。
事務局	番号１９、土地の所在地は富高、田が１筆で８１６㎡です。耕作者変更による配分のみの再設定で、期間は令和６年９月１日から令和９年１１月３０日、賃金は玄米２４kgです。 番号２０、土地の所在地は富高、田が１筆で７５３㎡です。使用貸借権の再設定で、期間は令和６年９月１日から令和９年１１月３０日です。 以上２件、皆さまのご審議をお願いいたします。
議長	事務局から説明のありました本案件について、御質問、御意見はございませんか。 特にないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第３９号については原案のとおり承認することに決定します。 次に、議案第４０号農業経営基盤強化促進法附則第５条第１項の規定による農用地利用集積計画についてであります。事務局から説明をお願いします。

記 録

事務局	受付番号 32、土地の所在地は東郷町山陰、田が1筆で1,335㎡です。売買による所有権移転で、所有権移転時期は令和6年8月1日です。譲受人は畜産業を営む認定農業者で、所有権移転後は飼料作を作付されると伺っています。 以上1件、皆さまのご審議をよろしくお願いします。
議長	事務局から説明のありました本案件について、御質問、御意見はございませんか。 特にないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第40号については承認することに決定します。 次に、議案第41号非農地証明願いについてであります。事務局から説明をお願いします。
事務局	受付番号11、土地の所在地は塩見、田が1筆で125㎡です。 申請地は山林となっており、証明内容どおり、10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地となっています。 以上1件、皆さまのご審議をよろしくお願いします。
議長	番号11担当の26番委員から補足があれば説明をお願いします。
26番委員	26番委員です。別に問題ありません。
議長	事務局及び担当委員から説明のありました本案件について、御質問、御意見はございませんか。 特にないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第41号については、証明書を交付することに決定します。 ここで休憩します。
事務局長	議案第42号は、農業畜産課の案件となっております。担当職員の入室をお願いします。
議長	再開します。 議案第42号農業振興地域整備計画の変更に係る意見書についてを議題とします。担当職員から説明をお願いします。
農業畜産課	はい、皆様お疲れ様です。農業畜産課の林田です。 早速ですが、お手元の議案第42号議案別紙の資料に基づき説明いたします。 また、資料後ろの方には、利用計画図を添付しておりますので、こちらも確認をお願いいたします。 今回の除外案件は2件となっております。 まず1件目です。本案件は一般住宅の建設に伴い、農用地（畑）を除外するものです。

農業畜産課	所在地は日向市大字平岩、現況地目は畑、面積は285㎡となっております。 次に、除外検討に移ります。変更調書の2ページ目の2番、除外要件をご覧ください。 まず第1号です。こちら計画書に、お子さんが生まれ、現在住んでいるアパートでは手狭になったこと、子育てに祖父母の手も借りたいという思いから、祖父母の近くに自宅を建設したいということで申請がありました。 農用地区域外で、代替地検討されたようですが、当該地しか条件を満たせないということ、除外する面積も最小限ということで判断しております。 第2号です。この計画につきましては、地域計画の策定範囲外であるため、達成に支障を及ぼす恐れはありません。 第3号です。申請地は集団農地の端に位置しておりますので、周辺農地への侵入路は確保されておりますので、農作業上の利用等に支障はございません。 第4号です。農地利用集積計画、農業委員会の農地あっせん等に関する情報により、担い手に関する農用地の利用集積に支障を及ぼす恐れはないことを確認しております。 第5号です。生活排水につきましては、合併浄化層で処理をした後に集落排水に接続して放流をいたします。ですので、土地改良施設の機能に支障を及ぼすこともありません。 第6号です。土地改良事業等も該当ございません。 先ほどこちら、現地を見に行った際に、委員の方から意見がございました。道路の幅が若干狭かったので、大丈夫かということで。業者に確認したところ、整理をしているということなので、問題ないということで回答をいただきました。 次に、案件2についてです。こちらは以前皆さんにご審議いただきました非農地決定の案件となっております。場所につきましては日向市東郷町山陰となっております。 皆さんにお配りしている資料に、計画図の変更前変更後をお付けしておりますので、ご覧ください。以上、簡単ではありますがご審議いただければと思います。お願いいたします。
議長	この件に関しまして、農地部会で審議を行っておりますので、部会の報告を部会長からお願いします。
農地部会長	はい。農地部会長です。総会前に現地確認を行いまして、その後、農地部会を開催いたしました。先ほど農業畜産課から説明がありましたように、現地は道路の幅が狭いのではないかという意見がありましたが、建築確認等には問題ないということでしたので、農地部会としては認めるということになりました。以上です。
議長	ありがとうございました。担当職員及び部会長から説明のありました本案件について、御質問、御意見はございませんか。 特にないようですので、お諮りします。賛成の委員は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第42号については承認することに決定します。 ここで休憩します。
事務局長	農業畜産課の担当職員は、退室をお願いします。

議長	再開します。 議案第４３号日向市農業委員会農地改良に関する指導要領についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。
事務局	はい。別紙①及び②をご覧ください。別紙①は現在の要領との新旧対象表です。皆様にご審議いただいた後、文言等を市の法務担当と協議をしますので、若干の修正があることをご了承ください。 特にご審議いただきたいのは別紙②となります。農地部会でも協議し、これまでよりも添付書類が増えています。この添付書類について、多すぎる、この項目も必要ではないか等、ご意見いただきたいと思いますので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	事務局から説明のありました本案件について、御質問、御意見はございませんか。 それでは、いったん休憩します。 (休憩)
議長	再開します。 ほかに御質問、御意見はございませんか。 ないようですので、この案件については継続審議とさせていただきます。 以上をもちまして、議案の審議を終了します。 続きまして、報告第３１号から３４号までについて、事務局長から報告をお願いします。
事務局長	最初に、報告第３１号農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出についてです。議案書２３ページから２５ページまでです。 届出件数は１件、土地は畑１筆で面積は１，９９４㎡です。 転用目的につきましては、建物の増築であります。 次に、報告第３２号農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出についてです。議案書２６ページから３８ページまでです。 届出件数は１６件、土地は田２０筆、畑２０筆で面積は９，８１６．５９㎡であります。 転用目的につきましては、住宅建築、駐車場等であります。 次に、報告第３３号農地改良届についてです。議案書３９ページから４０ページまでです。 届出件数は１件、土地は田６筆で面積は４，９５９㎡であります。 以上、報告第３１号から報告第３３号までについて、既に事務局で届出を受理し、専決処分していることを御報告いたします。 最後に、報告第３４号農地転用許可申請後の許可状況報告についてであります。議案書４１ページです。 令和６年５月の定例総会で可決した農地法第５条申請２件について、県知事から許可が下りていることを御報告いたします。 以上となります。
議長	事務局長からの報告案件について、御質問、御意見はございませんか。 特にないようですので、報告案件を終了します。 以上をもちまして、令和６年７月日向市農業委員会定例総会を閉会します。